

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二
大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 Fax :06-6209-8145

◇ 消費税納税証明書の添付要請を全省庁に

Q : 国税庁が、消費税の納税証明書の添付を公共事業の競争入札参加要件にするよう要請したとのことですが、本当でしょうか。

A : 国税庁は、昨年全省庁に対して、消費税納税証明書を公共事業の競争入札要件にするよう要請しました。

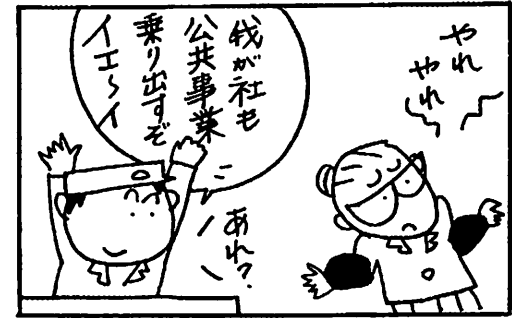
【解説】

平成10年度消費税の新規発生滞納額は、7,249億円で国税全体の44.2%を占めています。

そこで、会計検査院は、①事業者期限内納付のより一層の周知徹底を図ること、②地方公共団体に納税証明書の添付要請を引き続き行うこと、さらには国の機関等にも協力要請すること、③納税貯蓄組合に納税資金の備蓄を行う旨を事業者へ働きかけるようにより一層の協力要請を行うこと、の3点を国税庁に意見表示しました。

これを受けて、国税庁は、消費税納税証明書を公共事業の競争入札参加要件にするよう、全省庁に対して文書により要請を行いました。

協力要請については既に地方公共団体に行っていますが、最初に依頼した平成10年8月時点では、16都道府県、360市町村にとどまっていた件数が、平成11年11月の段階では、26都道府県、1,133市町村にまで伸びています。今後実施を表明している7都道府県、76市町村を合わせると、3,299自治体のうち4割近くになります。各省庁への協力要請は自治省にも行っていることから、自治省から全都道府県、全市町村というように、今回の添付依頼が周知されていくことになるでしょう。



KIMIYO-I